

島田市自治基本条例（案）行政部分 各課確認後

（総合計画）

第●条 市長等は、島田市総合計画の策定等に関する条例に基づき、議会の議決を経て、島田市総合計画を策定し、これに即して市政を運営するものとする。

2 市長等は、島田市総合計画の策定に当たっては、市民の多様な参加の機会を設け、幅広い市民の意見を聴取すること。

コメントの追加 [U1]: 戦略推進課修正

（組織）

第●条 市長等は、社会情勢の変化に適切に対応できるよう組織を編成するものとする。

コメントの追加 [U2]: 経営管理課より
「迅速かつ効率的」を「適切に」に改めるのはいかがでしょうか。

2 市長等は、組織の編成に当たっては、分かりやすい名称を付すなど、組織の事務分掌が市民等に理解しやすいものとなるよう努めるものとする。

コメントの追加 [U3]: 経営管理課より
平易な言葉を用いるのは大事なことだと思いますが、第2項にある「分かりやすいものとする」という規定は、あまりにも主観的な表現です。解釈上の疑義が生じる懸念があるため、第2項を規定するのであれば、より客観性を有した表現にすることを検討してください。

（財政運営）

第●条 市長は、市の財源の確保と効率的かつ効果的な運用により、財政の健全性の確保に努めるものとする。

2 市長は、島田市財政事情の公表に関する条例に基づき、市の財政事情を市民に分かりやすく公表するものとする。

（行政評価）

第●条 市長等は、行政の成果、達成度等を評価し、その結果を分かりやすい形で市民に公表するものとする。

コメントの追加 [U4]: 経営管理課より
「組織」と同じ

2 市長等は、行政評価の結果を行政運営に適切に反映するものとする。

コメントの追加 [U5]: 経営管理課より
市長等の主体的な行為であれば「反映させる」ではなく「反映する」のほうがふさわしいのではないのでしょうか。

（行政手続）

第●条 市長等は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めるものとする。

（公益通報）

第●条 市長等は、公益通報（行政運営の適法かつ公正な運営を確保するために、違法または不当な行為について職員から行われる通報をいう。）を受ける体制を整備するとともに、通報者が通報により不利益を受けないよう適切な措置を講ずるものとする。

2 市長等は、公益通報を受けたときは、正当な理由がある場合を除き、速やかに適切な措置を講ずるものとする。

（外部機関との連携）

第●条 市長等は、まちづくりの課題を解決するために、必要に応じて、国及び他の地方公共団体との連携に努めるものとする。

2 市長等は、教育機関及び事業所等との連携を図り、その知恵や意見をまちづくりに活用するよう努めるものとする。

（国際交流）

第●条 市長等は、国際的な視野に立ったまちづくりを推進するために、国外の都市との交流に努めるものとする。

（審議会等の運営）

第●条 市長等は、審議会等の委員の選任に当たっては、**（、法令等の定めがある場合その他正当な理由がある場合を除き←必要か？）**、委員の全部又は一部を公募するよう努めるものとする。

（公共施設等）

第●条 **市長等は、財政、人口の状況に応じて、公共建築物、インフラその他の公共施設等の品質、保有量及び管理費の適正化を図るものとする。**

コメントの追加 [U6]: 経営管理課より

「、法令等の定めにある場合その他正当な理由がある場合を除き」が規定として必要かを検討してください。

コメントの追加 [U7]: 財政課修正

① 略称をとらなくても規定可能と思われる
② 「ハコモノ」「インフラ」の概念を入れた
い